

看護の本質の実現に向けて —看護基礎教育に焦点をあてて—

柴田 恵子*

要 旨

これまで看護は女性の専門的な仕事で、女性は重要な看護の労働力であった。看護活動の原形は家庭での家事、養育、病人の世話で、看護の知識は生活において大変有用である。しかしながら、これらの要因は看護の特徴の一側面で、看護基礎教育にも注目しなければならず、また、女性にとっても看護師は仕事として魅力的である。そのため、看護が女性によって担われてきたのは、看護者の需要供給、看護サービスを取り巻く社会状況といったそれぞれが複雑に絡み合っていたからである。しかし、現在、看護領域に関連したサービスは原理において両性に開かれている。そのため、その意味では、看護本来の本質の概念は、ケアと正義の間の関連の概念によって決定されている。将来、看護の本質の実現は、両方の倫理と正義の二つの概念にますます影響される可能性が高いのである。本稿では、看護とケアのこれら二つの側面が看護教育の不可欠な部分であり、看護の本質を実現できることを強調する。

キーワード：看護の本質、看護基礎教育、世話の倫理、正義の倫理

はじめに

看護職（保健師、助産師、看護師、准看護師を総称した名称）の就業はほとんどが女性で占められており、昨今の大学受験での女子の第一希望は看護系学部・学科となっている。かつて看護基礎教育は女性を対象とした課程として位置づけられ職業教育を目的としたもので、同じ医療職でありながらも医学教育とは異なっていた。それは、結果的に看護のあり方をも決定づけるものとして機能したといえよう。看護の業務には日常生活の世話があり、nurseの語源に「乳母」、「保育者」という意味があるように家事、育児との関連が深い。それゆえ女性にふさわしい仕事だとされたり、看護の知識を持つことは女性にと

って将来的にも役立つであろうと思われたりするものと思われる。看護職を志す理由としては、仕事に生きがいを感じ、他の人のために働きたいというものがあるだろう。また、女性が経済的な保障を得るための一生の仕事として看護職を選択し、「国家試験受験」の資格取得を目的として志す場合もある。以上のような考え方は歴史的、現実的な状況を反映させたもので、そのような価値、社会的使命を果たす必要性は高いものではあるが、看護(ケア)およびその教育は性別によって影響を受けるべきではなく、その本質および方向性を見失う恐れもある。1 少子高齢化に伴い、看護を始めとしたケア関連の職業に従事する人は増えている。近年の看護系大学の新

* 九州看護福祉大学看護福祉学部社会福祉学科

1 看護とケアは厳密に使い分けるのが困難で、特にケアについてはその語の使用が広範かつ多彩(看護・介護・介抱・援助・支援・教育・養育・医療処置・経済援助・情報提供・商品管理など)である。本稿では、看護とケアの概念は「哲学・思想的レベル」で根本的に同様とし、概ね看護で統一してケアにまで言及する時のみ「看護(ケア)」としている(広井良典は「①臨床的・技術的レベル」、「②制度的・政策的レベル」、「③哲学・思想的レベル」という分け方をしている。広井良典, 医療学総論—ケアを科学する—, 金原出版(東京), 3-5, 2000)。

設、短大から4年制への移行によって男子学生数は増加しつつあり、他職種から看護職へ転向する男性も少なくない。このような社会変化に対応するべく2002年3月より看護婦・看護師という名称が統一され「看護師」となり、職種によって保健師、助産師、看護師、准看護師と使い分けられることとなった。

本稿では、これまでの看護基礎教育に焦点をあて女性性に代表される「世話の倫理」との関連から考察を行い、看護の本質に関する若干の私見を述べる。

I. 看護基礎教育のあり方

1. 看護教育制度

看護の基礎教育のあり方は二重の規定を受けており、法においては「教育基本法」・「学校教育法」と「保健師助産師看護師法」で省庁においては文部科学省と厚生労働省で

ある。看護教育機関は文部科学省の省令による設置基準によって設置され、国家試験受験資格を得るためには、文部科学省と厚生労働省の共同省令である保健師助産師看護師学校養成所指定規則によって定められた条件を満たした教育を終了しなければならない。そして、看護教育機関は複数存在し、その課程の修業年限は1年以上から4年と様々である(表1)。

そもそも教育は憲法第26条の「教育を受ける権利・教育の義務」に基づいて、教育基本法において教育を実現するための基本的態度と内容が規定され、さらにその精神は学校教育法によって具体的な表現となり制定されている。看護師の養成教育のほとんどはこのような学校教育体系の中に位置づけられてはいなかった。これについて、杉森は「学校教育体系と職業教育」において三点の指摘をして

表1 看護教育機関に関連する法と設置基準

学校教育法	看護教育機関	設置基準
第1条に該当する学校	大学	大学設置基準
	短期大学	短期大学設置基準
	高等学校(衛生看護科, 衛生看護専攻科)	高等学校設置基準
第82条の2に該当する学校	専修学校: 専門課程, 高等課程	専修学校設置基準
第83条に該当する学校	各種学校	各種学校設置基準

* 専修学校の課程(学校教育法第82条の3より抜粋)

高等課程: 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は文部大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて前条の教育を行うものとする。

専門課程: 高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は文部大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者に対して、高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行うものとする。

いる(表2)。

要するに、これまでの看護の基礎教育制度におけるあり方は資格を規定するための専門職業人としての養成教育で、学問としての看護の教育は保障されていなかったということ、そして、それを容認する医療界、社会体制が存在していたということである。同時に、

そのような教育のあり方でも看護師の活動、看護機能にとっては大きな支障がなく、看護という位置づけ、役割がそれ相応のものであったとも考えられる。それはまた、患者の提供される看護、保健・医療水準のレベルの問題であり、社会が看護に対してどのような必要性を示していたかを表すものだともいえる

表2 学校教育体系と職業教育に関する指摘

<p>1. 看護師の養成教育が徒弟制度によって行われているということに対して.</p>	<p>「看護師の国家試験に必要な知識、技術を教え、さらに看護師になろうという若い人たちに昔から続いてきた看護師という職業人の典型のような、ある特定の態度を並行して伝えていくべきだとする」教育観に立って行われる教育を指し、また「看護学生の教育を受ける権利や自由を尊重せず、ただ労働力として使う」という学生観を指して用いられることが多い.</p>
<p>2. 異種職業観の身分的階層からなること、文化的社会的環境という制約を受けた性的差別を基盤とした身分的階層からなることとの二重構造に対する指摘.</p>	<p>「正確に表現すれば、特定の職業が、ある種の職業に隷属させられていたのであって、同業者の後輩を養成することを目的とした徒弟制度とは本質的に相違がある. 日本だけでなく、職業教育は洋の東西、社会思想の右左に関わりなく徒弟制度として発達してきた. しかしどの国にもないわが国の特徴は、職業訓練を主目的とする学校を経て、大学を含む高等教育への進学之道を開いていない点である。」</p>
<p>3. 教養水準に対する指摘.</p>	<p>「職業教育に対する偏見は根強く、低学力の学生が集中するといった人間に対する価値観の片寄りや、技能労働の軽視、更に労働概念の貧困や、女工哀史のおもかげを持つ女性労働への偏見などが絡み合い、日本人の成熟した豊かな職業意識の育成を阻害している. これこそは日本人の教養水準と関連しているのである。」</p>

杉森みどり、看護教育学 第3版、医学書院（東京）、39-40（1999）を参照し、表としてまとめた。

のである。

2. 学校教育制度と看護師養成教育

看護においては、看護学という学問としてのあり方、看護教育という“一般的・普遍的教育”のあり方を追及するのではなく、看護師という職業人の養成を教育に課していたのである。もちろん、教育は人を育てるためにあり、専門職といわれる職業における教育内容は高度かつ豊富である。だが、専門学校を主流とした看護教育は、「法律に定める学校」の範疇にはない学校における教育である。それは、教育制度には位置づけられていない学校、つまり「指定規則における学校」での教育で、傍系として「学校の正系」または「正規の学校」と呼ばれる一条学校とは区別されている。一条学校以外の教育施設は学校教育法において「専修学校、各種学校その他第一条に掲げるもの以外の教育施設」と位置づけられ、一条学校の名称を用いてはならない

(八三条の二第一項)、違反者には罰則が科せられる(九二条)となっている。一条学校以外の教育施設には、専修学校(八二条の二から十)、各種学校(八三条)と、他の法律に特別の規定がある教育施設(八三条一項括弧書き)がある。“一条学校”における教育の意義は、第二次世界大戦後の学校教育制度がどのような歴史的背景を踏まえて制定されてきたかをみることで明らかになる。その変化は、それまでの教育勅語から国民主権、平和、民主主義と真理に基づく教育の推進といった基本理念に代ったこと、教育が基本的権利として位置づけられたこと、勅令主義から法律主義に改まり、教育の自由が保障されるようになったことである。教育は「公の性質」を持つものでなければならず、法律で制定することによって教育の基本的権利を保障しようとする。教育が人々に与える影響は大きく、思考や行動、生き方を決定してしまう場合もあり、戦後の新たな学校教育制度は、戦前の

教育のあり方を省みてそのようなことを繰り返さないためにつくられたものなのである。特定の私人によって教育が為される場合、基本理念である「国民主権、平和、民主主義と真理に基づく教育」が必ずしも行われるとは限らず、そのため「公」であることが重要だとされ、学校教育の設置は「国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみ」とされている。教育はまず憲法第26条の「教育を受ける権利・教育の義務」に始まり、教育基本法の第一条には「教育の目的」が明らかにされ、そして、これを受けて、教育基本法第6条には「学校教育」が、学校教育法第1条には「学校の範囲」が定められ、その範囲内の学校は“一条学校”（正規の学校、学校の正系）と呼ばれ、大学には短大、大学院も含まれる。そのため、“一条学校”において行われている教育は公にも認められたもので、学校教育として国民の「教育を受ける権利」を実現するために行われ、教育基本法第1条の「教育の目的」を具現化するものとなるのである。“一条学校”が正規（正系）と表現されているように、そこでの教育と“一条学校”以外の教育は一つに括ることのできないもので、一般的に学業の行われている場を指して全て「学校」と呼ばれているが、厳密には「公の性質」をもつ学校教育とそうではない教育の場があるということなのである。看護基礎教育は“一条学校”以外である専門学校での3年課程もしくは准看護婦課程における教育が主流で、これは現在も続いている。日本看護協会の「看護関係統計資料集」によると2000年の時点で課程別養成定員（1学年）の多い順は以下のとおりである（百分率はわかりやすいように著者が書き加えた）。¹⁾

- | | |
|----------|------------------|
| ①看護婦3年課程 | 34,074人 (38.27%) |
| ②准看護婦課程 | 26,470人 (29.73%) |

- | | |
|----------|------------------|
| ③看護婦2年課程 | 17,953人 (20.17%) |
| ④看護系大学 | 5,950人 (6.68%) |
| ⑤短大3年課程 | 4,580人 (5.14%) |

「②准看護婦課程」には高等学校衛生看護科が含まれ、「③看護婦2年課程」には進学課程の短大が含まれるため、この人数だけでは“一条学校”とそれ以外の学校の厳密な定員数は明らかになりにくい。しかし、「④看護系大学」と「⑤短大3年課程」の定員数の合計は10,530人で全体の11.82%でしかない。これに、高等学校衛生看護科と短大の進学課程の定員数を加えたとしても、“一条学校”で教育を受けている生徒および学生数が“一条学校”以外の生徒数を上回ることはないだろう。以上のことから、看護に関する教育は公教育以外による教育機関によって担われ、その目的は国家試験受験資格を得るためのものだったのである。それは、同じ医療職種である医師の養成教育とは全く異なる。医師法は昭和22（1947）年7月30日に制定され、第11条の〔医師国家試験受験資格〕の中で、「一 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（以下単に「大学」という。）において、医学の正規の課程を修めて卒業した者」と定められた。保健婦助産婦看護婦法はその1年後の昭和23（1948）年7月30日に制定されたが、看護職の受験資格には“一条学校”の卒業という規定は設けられなかった。受験資格を単純に比較をすることは無謀なことではあるが、そもそも医師と看護師の養成教育のあり方は法律制定の時点から異なっており、看護が高等教育における教育を必要とせず資格取得を目的とした養成教育だったのは、そのあり方を職業としてのみ位置づけられていたためだと考えられるのである。そのため、“一条学校”以外の看護の養成教育を修了した後に教育研究活動へ従事したい、専

門性を高めたいと希望しても大学院への進学は適わず大学へ再度入学しなければならなかった。それは、平成8（1997）年に学校教育法の一部が改正され、傍系の学校とされる専門学校卒業生の大学編入が可能になるまで続いた。ⁱⁱまた、看護学研究科が初めて誕生したのは昭和54（1979）年の千葉大学においてで、それまでは看護学の修士号・博士号の取得は海外でなければ不可能だったのである。平成14年度現在、大学・大学院の数は100大学、大学院研究科53課程、博士課程16となっており、ⁱⁱⁱ過去の大学・大学院数については表3にまとめたので参照していただきたい。医師と看護師はそれぞれの専門の分野が違い、医療における役割の違いがある。しかし、教育制度の始まりの時点から医師は高等教育修了者、看護師は中等教育修了者と位置づけられていた。これは、医療が医業そのものであったということと医師の従事者は概ね男性によって占められていたということ、また、看護師・准看護師が医師の補助業務を担当し、その延長のようにして医院等における勤労を課せられたりしながら学生として学び、卒業後も「お礼奉公」として勤務を義務

づけられていたということと全く無関係ではなかったと思われる。また、女性の教育および進学がかつては困難で限られていたことも看護教育が高等教育へ移行できなかったことに関係しているであろう。さらに、看護およびケアに対する認識、そして学問化の意義についてあまりにも認識されてこなかったことも指摘できるであろう。

平成3（1991）年に看護婦不足が大きな社会問題となり、旧・自治省が平成4（1992）年度から自治体が設置する看護系大学、短大の整備に財政支援を決定し、その後看護系大学の数は年々増加した（1985年から1991年までの6年間は11校、1992年14校、1993年21校、1994年30校）。これには、平成4（1992）年に制定された「看護婦等の人材確保の促進に関する法律」が大きく影響している。それは、基本方針の一つに「看護婦等の養成に関する事項」があり、国および地方公共団体の責務として「(略)看護婦等の確保を促進するために必要な財政上及び金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。」と明文化されたのである。^{iv}このような社会制度によって、ようやく大学という高等教育

表3 各看護教育課程の設置数と比率

年次	専門学校	短大	大学	修士課程	博士課程	合計
1969（昭和44）年	362(95.7)	12(3.2)	4(1.1)	0	0	378(100)
1974（昭和49）年	623(95.2)	22(3.4)	9(1.4)	0	0	654(100)
1979（昭和54）年	779(93.9)	40(4.8)	10(1.2)	1(0.1)	0	830(100)
1984（昭和59）年	781(92.3)	53(6.3)	10(1.2)	2(0.2)	0	846(100)
1989（平成1）年	787(90.3)	70(8.0)	12(1.4)	2(0.2)	1(0.1)	872(100)
1994（平成6）年	881(88.9)	74(7.5)	30(3.0)	4(0.4)	2(0.2)	991(100)

杉森みどり「看護教育学 第3版」医学書院（東京）、68、（1999）の中から、「表2-15 日米の看護教育課程比率の変遷（%）」より日本のみの変遷を5年毎にまとめた。

ⁱⁱ 学校教育法 〔専修学校修了者の大学編入学〕 第八十二条の十 専修学校の専門課程（修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第五十六条に規定する者に限る。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

ⁱⁱⁱ 日本看護協会、平成14年版 看護白書、日本看護協会（東京）、298（2002）

^{iv} 門脇豊子・清水嘉与子・森山弘子、看護法令要覧 平成13年版、日本看護協会、753頁、2001年。

機関による看護師養成教育がなされるようになった。現在の教育、医療に関する法律の制定は昭和20年代前半で、その後50年以上の年月が経過している。その間、医療は大きく躍進し、人々の医療に対する要求度も高まった。このような医療環境、社会背景に看護基礎教育の変化も無関係ではない。だが、“一条学校”という公の教育に位置づけられずとも看護師養成教育が地道に続けられてきたことが今日の看護系大学教育に結びついており、また、国家試験受験資格という一定レベルが定められていたことで、学校教育制度には含まれなかったものの〈公的な責任を担った教育〉がなされてきたと考えられる。そして、何よりも看護が人々の生命に関わり、健康問題を抱えた人々を対象とし援助を行うという職業であるという点も重要ではなかったかと思われるのである。つまり、看護の重要性を認識し目的意識を持った女性達が看護職を目指し、養成課程を卒業すれば患者と出会い、看護を実践する中で自らの生き方を創造していったであろうということである。そこには、学校教育制度における教育、学歴重視の教育とはまた別の重要な「教育」のあり方があったと思われるのである。

II. 看護基礎教育における女性性

看護の教育においては女性性という特徴が色濃いものと思われる。しかしながら歴史を振り返ると、明治元（1868）年には「横浜の洲弁天境内に軍陣病院開設、院長ウイリスは初めて女の看護人」をおき、明治4（1871）年には「広島の兵員養所で男子看護員による組織だった看護がはじまった」とされる（下線は著者追加）。当時は戦時下における兵員

の応急処置に対応するために看護が必要であり、兵員と同性の男性が看護を行っていた。その後、昭和16（1941）年の看護婦規制の改正時には、戦争によって看護婦の需要増大により資格年齢が18歳から17歳に引き下げられ、昭和19（1944）年には16歳となった。要するに、看護はその時代および社会の影響を受けながらそのあり方を変容し続けていたのである。それでは、なぜ看護が女性の職業であるかのような位置づけになったのか、これまでの経緯を振り返りながら考察を行ってみたい。

最短の教育年数で看護師受験資格を得るには、高等学校衛生看護科を卒業後、2年間の専攻科もしくは短大の進学課程を修了すればよい。“一条学校”における教育でも看護師には中等教育終了者から高等教育終了者までおり、学歴としては前者が高等学校（衛生看護専攻科も高等学校卒業となる）、後者が短大（2年の進学課程と3年課程）、大学の卒業である。また、“一条学校”以外の教育機関であれば、さらに様々な国家試験受験資格の取得方法がある。准看護師は国家試験資格ではなく、その仕事は医師、歯科医師又は看護師といった他の医療従事者からの指示を受けて行わなければならない。v准看護婦は、昭和26（1951）年9月に施行された保健婦助産婦看護婦法の改正において、それまでの看護婦の甲種乙種が廃止され、准看護婦制度が新設されたことによるものである。その後、昭和34（1959）年には看護婦不足が表面化し、昭和35（1960）年5月には旧・厚生省に「医療制度調査会」が設置され、昭和38（1963）年3月には同調査会が「医療制度全般についての改善の基本方策に関する答申」を提出し

v [准看護師の定義]

第六条 この法律において「准看護師」とは、都道府県知事の免許を受けて、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、前条に規定することをを行うことを業とする者をいう。

た。その翌年の昭和39（1964）年4月から高等学校衛生看護科が開設され、県立高等学校を初めとした100余校に看護科が設置された。以上の流れから明らかになるのは、看護の教育が人数確保を目的としたもので、資格授与による量産を図るような職業人育成のあり方だったということである。それは、患者の入院生活を援助するためには看護活動が24時間欠くことなく行われ続ける必要があり、そのためには看護師の数の充足が不可欠である。そして、その方法として短期間での養成、労働力としての若さという価値の重視があり、そのような教育には高等学校衛生看護科や専門学校における実践力の養成という教育のあり方がふさわしいものであったことが伺える。

そもそも看護という人への援助を仕事内容とし、人との接遇は女性的である方がより好まれるとするならば、その教育自体も女性によってなされるであろうし、そのあり方は女性性を反映したものとして決定づけられるであろう。また、「量産、短期間の養成、若さ」「医師の指示に忠実に従う、指示する者が高学歴である方が指示系統を保ち易い」といった求人（看護需要）側の思惑、「女性の一生の仕事として、看護の知識・技術は結婚して家庭に入っても役に立つ(嫁入り道具の一つという感覚)」といった看護職志望（看護供給）側の思惑、さらには「看護サービスは女性の方がよい、男性には世話を頼みにくい」といった社会状況が重なり合い女性性と看護の教育は結びつけられることになったと思われる。

前述してきたように看護基礎教育が公教育として認められていなかったということは看護職の養成が公的な責任においてなされず、看護系大学および大学院という高等教育機関の不足は、看護基礎教育においては「教育を

受ける権利」自体が保障されずに、その選択の機会もなかったということである。これらは看護需要側の要因に関連していると思われる。

看護教育のあり方は近年になってようやく整備されつつあるという段階で、これからはさらなる基礎教育の充実と裾野の広い看護教育へ向けての期待がかかる。それは、とりもなおさず患者の看護の充実につながるので早期の実現が必要である。これまで、看護が女性によって担われてきたことで、女性でなければ行われにくい配慮、優しさにより多くの患者が救われたり、療養生活を健やかに過ごせたりという面があったであろう。また、看護職の資格という利点があったとしても特別の優遇された勤労状況、給与が約束されていたわけではない中での、一人ひとりの看護職者による地道で確実な看護が行われてきたことも事実である。それは、看護の養成教育における〈公的な責任を担った教育〉の重みであり、臨床において患者の生きることを支援する看護を実践することで培われた看護者自身による自己教育の力と看護を支える専門性の発達があったためだと考えられる。しかしながら、このようなあり方は個人もしくは女性の特長という個々の要因に期待するところが大きいため、その進展も遅々としたものでしかない。近年の看護基礎教育が高等教育によって担われるようになってきた過程をみれば、組織的、全体的な教育の必要性とそれを可能にする「公の性質」を持って推し進めることの重要性が裏づけられたといえよう。そして、ここにきてようやく看護基礎教育における女性性という視点の必要性と懐疑、看護（ケア）の本質はいかなるものかという基底概念の形成へ向けた思索が生まれるようになったといえるのである。

Ⅲ. 看護の本質の実現

かつて議論された「ケア対正義論争」の中から、女性原理、世話の倫理に注目しつつ、看護の本質はいかに具現化されるべきかという方向性について論考を試みたい。紙幅の関係もあり概観を辿る程度でしかないが、これまでの看護基礎教育に見られた女性性が今後の看護のあり方へいかに連動するとよいのかその手掛かりの一つになればと考えている。かつて、“Care/Justice Debate”（ケア対正義論争）において、ケア論は対向として「正義論」を配置することで、双方の特殊性をより明確な形として表わすことを可能とした。この一連の経緯は、Carol Gilligan（キャロル・ギリガン：1964—）が『もうひとつの声 男女の道徳観のちがいと女性のアイデンティティ』の中で「世話の倫理」というケアの新たな価値を見出し、その後、Nel Noddings（ネル・ノッディングズ：1929—）が著書『ケアリング 倫理と道徳の教育—女性の観点から』で、Helga Kuhse（ヘルガ・クーゼ）が著書『ケアリング 看護婦・女性・倫理』の中で正義論に対比しつつケア論について論述を行っている。ケア論において主張されたことをまとめると以下ようになる。^{vi}

- ①「世話の倫理」(ethic of care)
- ②自己は他者との「相互依存性」やネットワークの中に位置づけられる
- ③責任やケアリングに基づいた女性的な推論（理由づけ）モデル

ケア論における主張である3つの観点およびその内容は、これまでの看護基礎教育のあ

り方、医療の中での看護の役割と重複するもので、女性性が発揮されてきた看護の状況、看護を取り巻く社会のあり方との類似性ともいえるであろう。これは、看護においては女性性という側面が不可欠である、もしくは女性性は看護活動が活発化したり促進したりするために必要な特性だと考えられる。そのため、看護においては男性性、男性原理といわれるあり方が却って看護活動の抑制、妨げにつながるものと思われる。だが、ここで、ケア論からその対称にあるとされる正義論の観点および内容を含まなければならないということ指摘しておきたい。それは、ケア論と正義論のそれぞれの倫理・原理を並べ合わせてみた時に初めて双方の違いと意義が明らかになるように、どちらか一方の論理に偏ることなく、それら双方の視点を行きつ戻りつすることの重要性である。そして、看護の本質の実現化は、双方の倫理・原理が含まれることによって成立するであろう理論およびそのあり方なのである。つまり、看護がケア論において主張された特徴、女性性のあり方を色濃く反映することによる限界と看護の本質が具体的な看護活動において具現化することへの妨げである。看護の方向性は社会・経済状況、人々の価値観といった様々な要因に左右されやすいものではあるが、看護の理論性、看護活動における根拠、看護者の公平性といった正義論によって代表される要素は不可欠で、現在、それらの要素を一つ一つ明確化していくために多くの研究も盛んに行われている。そのため、看護においては女性性をいかに位置づけ、その上で、女性性と男性性という双方の側面をいかに取り組み、これまでに

^{vi} 正義論における主張は、①「正義の倫理」(ethic of justice)、②自己はあくまで他者から「分離」した存在、「自律」の主体、③抽象的な権利をベースとする男性的な推論モデル、というものである。川本・文献3)の内容をわかりやすく対比した形でまとめた。

はなかつた新たな倫理性・概念の樹立とそれを実現化するための具体的一方策として看護基礎教育を考えていくべきであり、それが今後の課題になると思われるのである。

おわりに

近年、いずれの専門職においても高度化が進み知識・技術のみならず、その職業における倫理観・哲学も問われるようになっていく。それこそ看護において、その養成のあり方が資格取得のみを目的とするのは問題で、人間理解には幅広い一般知識、深い教養が不可欠だと考えられる。

「つまり、対象のもつ能力に応じた能力によるのでなければ、立ち入った観察や認識は不可能だというのである。」^{vi}

看護職においては、このような言葉の重みを理解し受け止めなければならない。看護が対象の存在とその理解を必要とする実践的な活動である以上、看護者は常にそのような能力を鍛え、活用するという使命がある。そして、そのような能力の養成には性別に因ることなく、男性性と女性性の融合もしくは統合といった方向性によって可能になるべきもので、看護が援助活動として社会において有用とされるものであるのならば尚のことその本質を踏まえた看護のあり方およびその教育が模索されなければならない。社会転換を迎えつつある現代において、看護の新たな発展の基盤作りが重要だと考えられるのである。

文 献

- 1) 日本看護協会編, 平成13年版 看護白書, 日本看護協会(東京), 45 (2001)
- 2) J. Rawls, A Theory of Justice, Harvard

U.P.,1971

- 3) Jhon Rawls (矢島鈞次他訳), 正義論, 紀伊國屋書店(東京) (1979)
- 4) 川本隆史他, 現代倫理学の冒険 - 社会理論のネットワークへ -, 創文社現代自由学芸叢書(東京)66-70(1995)
- 5) キャロル・ギリガン(岩男寿美子監訳), もうひとつの声 男女の道徳観のちがいと女性のアイデンティティ, 川島書店(東京)(1986)
- 6) ヘルガ・クーゼ(竹内徹, 村上弥生訳), ケアリング 看護婦・女性・倫理, メディカ出版(大阪)(2000)
- 7) Nel Noddings, Caring A Feminine Approach to Ethics & Moral Education, University of California Press, 1986
- 8) ネル・ノッディングズ(立山善康訳), ケアリング 倫理と道徳の教育-女性の観点から, 晃洋書房(東京) (1997)

^{vi} 中村雄二郎, 臨床の知とは何か, 岩波書店, 42頁, 2000年.

**The Realization of the Essentials of Nursing
The Focus of Basic Nursing Education**

Keiko SHIBATA

Abstract

Thus far, a qualified nurse was regarded to be a woman, and women were a major part of the nursing labor force. The original form of nursing was mostly part of the housework, the nurture and care of the sick took place in the family, and knowledge of nursing was very useful for daily life. However, these factors are merely particular aspects of nursing and, in Basic Nursing Education, we must take account of the fact that the nursing vocation is an attractive career in itself. Due to the special circumstances that accompanied the nursing profession, its wages and the nature of services related to care-giving in general, the nursing field tended to be dominated by females. However, at present, services connected with the nursing field are open to both genders in principle. So in that sense, the concept of the true essence of nursing is being determined by the ideas of the relationship between care and justice. The realization of the essentials of nursing in the future is likely to be even more influenced by the concepts of ethics and justice. This paper emphasizes that if these two aspects of nursing and care-giving are an integral part of nursing education, the realization of essential nursing can take place.